供託書
（雑）

141242710001 77

字加入　字削除

頁 1

申請年月日	平成27年 8月 13日
供託所の表示	神戸地方法務局西宮支局

法令条項	民法494条	平成27年度金第 177号

供託者の住所氏名

大原　裕貴

被供託者の住所氏名

659-8501
芦屋市精道町7-6

芦屋市

供託の原因たる事実

供託者は被供託者より、平成27年6月分および7月分議員報酬として金985,000円を受け取った。そのうち、金84,790円については受け取る理由が無いので被供託者に対し、返金の為、平成27年7月20日に現実に提供したが受領を拒否されたので供託する。

支払い場所　被供託者住所地
支払い期日　定めなし

1. 供託により消滅すべき質権又は抵当権

2. 反対給付の内容

備考

供託金額	百 十	億 千 百	十 万 千	百 十 円
			¥84	790

上記供託を受理する。
供託金を平成 27 年 8 月 20 日までに日本銀行 西宮代理店 における
供託所口座に納入されたい。
同日までに納入しないときは、この決定は効力を失う。

平成 27 年 8 月 13 日
神戸地方法務局西宮支局
供託官 [redacted]

上記供託金の受入れを証する。

平成 27年 8月 13日
日本銀行　西宮代理店

ご利用明細

このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年 月 日	お取扱店				銀行番号	口座店		口座番号	
27 09 07	0483	171	0204		0005	0545		0024***	

*** *** *** *** *** *** *** *** ***	お取引き	お取引金額
	振替払込	¥48610★

お客さまへ

時刻	差引現在残高
1307	***

払込先　　法務省
供託（金銭）その他【署名

払込金額　　¥48,610

ご利用者　オオハラユウキ様
271500522951516O　　PE

三菱東京UFJ銀行をご利用いただきありがとうございます。

MUFG 三菱東京UFJ銀行

供託書正本

大原裕貴　様

平成２７年１０月２日付けで申請のあった供託について，以下のとおり受け入れたことを証します。

供託番号	平成２７年度金第２４２号
受理年月日	平成２７年１０月５日
受入年月日	平成２７年１０月８日
供託者	[redacted] [redacted] 大原裕貴
代表者（資格・氏名）又は代理人（住所・氏名）	－－－－
被供託者	芦屋市精道町７－６ 芦屋市
法令条項	民法４９４条
供託の原因たる事実	供託者は被供託者より、平成２７年９月分議員報酬として 金５９１，０００円を受け取った。そのうち、金４８，６１０円については 受け取る理由が無いので被供託者に対し、返金の為、 平成２７年９月２０日に現実に提供したが、受領を拒否されたので 供託する。 支払場所：被供託者住所 支払期日：定めなし
供託金額	48,610円
供託により消滅すべき質権又は抵当権	－－－－
反対給付の内容	－－－－
備考	－－－－

（注意事項）
供託書正本は再発行できません。
供託書正本を利用して，供託通知書を送付する場合には，http://www.moj.go.jp/MINJI/minji67.htmlをご参照の上，速やかに被供託者の方に送付してください。

神戸地方法務局西宮支局
供託官　[redacted]

供託書正本

大原裕貴　様

平成２７年１０月２９日付けで申請のあった供託について，以下のとおり受け入れたことを証します。

供託番号	平成２７年度金第２８１号
受理年月日	平成２７年１０月３０日
受入年月日	平成２７年１１月２日
供託者	[redacted] 大原裕貴
代表者（資格・氏名）又は代理人（住所・氏名）	－－－－
被供託者	芦屋市精道町７－６ 芦屋市
法令条項	民法４９４条
供託の原因たる事実	供託者は被供託者より、平成２７年１０月分議員報酬として金５９１，０００円を受け取った。そのうち、金４８，６１０円については受け取る理由が無いので被供託者に対し、返金の為、平成２７年１０月２０日に現実に提供したが、受領を拒否されたので供託する。 支払場所：被供託者住所 支払期日：定めなし
供託金額	48,610円
供託により消滅すべき質権又は抵当権	－－－－
反対給付の内容	－－－－
備考	－－－－

（注意事項）
供託書正本は再発行できません。
供託書正本を利用して，供託通知書を送付する場合には，http://www.moj.go.jp/MINJI/minji67.htmlをご参照の上，速やかに被供託者の方に送付してください。

神戸地方法務局西宮支局
供託官　[redacted]

供託書正本

大原裕貴　様

平成２７年１１月２５日付けで申請のあった供託について，以下のとおり受け入れたことを証します。

供託番号	平成２７年度金第３１４号
受理年月日	平成２７年１１月２６日
受入年月日	平成２７年１２月２日
供託者	[redacted] [redacted] 大原裕貴
代表者（資格・氏名） 又は代理人 （住所・氏名）	－－－－
被供託者	芦屋市精道町７－６ 芦屋市
法令条項	民法４９４条
供託の原因たる事実	供託者は被供託者より、平成２７年１１月分議員報酬として 金５９１，０００円を受け取った。そのうち、金４８，６１０円については 受け取る理由が無いので被供託者に対し、返金の為、 平成２７年１１月２０日に現実に提供したが、受領を拒否されたので 供託する。 支払場所：被供託者住所　支払期日：定めなし
供託金額	48,610円
供託により消滅すべき質権又は抵当権	－－－－
反対給付の内容	－－－－
備考	－－－－

（注意事項）
供託書正本は再発行できません。
供託書正本を利用して，供託通知書を送付する場合には，http://www.moj.go.jp/MINJI/minji67.htmlをご参照の上，速やかに被供託者の方に送付してください。

神戸地方法務局西宮支局
供託官　[redacted]

供託書正本

大原裕貴　様

平成27年12月21日付けで申請のあった供託について，以下のとおり受け入れたことを証します。

供託番号	平成27年度金第424号
受理年月日	平成27年12月22日
受入年月日	平成27年12月24日
供託者	[redacted] 大原裕貴
代表者（資格・氏名） 又は代理人（住所・氏名）	ーーーー
被供託者	芦屋市精道町7－6 芦屋市
法令条項	民法494条
供託の原因たる事実	供託者は被供託者より、平成27年12月分議員報酬として金591，000円を受け取った。そのうち、金48，610円については 受け取る理由が無いので被供託者に対し、返金の為、 平成27年12月20日に現実に提供したが、受領を拒否されたので 供託する。 支払場所：被供託者住所 支払期日：定めなし
供託金額	48,610円
供託により消滅すべき質権又は抵当権	ーーーー
反対給付の内容	ーーーー
備考	ーーーー

（注意事項）
供託書正本は再発行できません。
供託書正本を利用して，供託通知書を送付する場合には，
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji67.htmlをご参照の上，速やかに被供託者の方に送付してください。

神戸地方法務局西宮支局
供託官 [redacted]

供託書正本

大原裕貴　様

平成27年12月21日付けで申請のあった供託について，以下のとおり受け入れたことを証します。

供託番号	平成27年度金第423号
受理年月日	平成27年12月22日
受入年月日	平成27年12月24日
供託者	[redacted] 大原裕貴
代表者（資格・氏名） 又は代理人（住所・氏名）	ーーーー
被供託者	芦屋市精道町7－6 芦屋市
法令条項	民法494条
供託の原因たる事実	供託者は被供託者より、平成27年12月期末手当として 金1，205，640円を受け取った。そのうち、金98，407円については 受け取る理由が無いので被供託者に対し、返金の為、 平成27年12月10日に現実に提供したが、受領を拒否されたので 供託する。 支払場所：被供託者住所 支払期日：定めなし
供託金額	98,407円
供託により消滅すべき質権又は抵当権	ーーーー
反対給付の内容	ーーーー
備考	ーーーー

（注意事項）
供託書正本は再発行できません。
供託書正本を利用して，供託通知書を送付する場合には，
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji67.htmlをご参照の上，速やかに被供託者の方に送付してください。

神戸地方法務局西宮支局
供託官 [redacted]

供託書正本

大原裕貴　様

平成28年1月21日付けで申請のあった供託について，以下のとおり受け入れたことを証します。

供託番号	平成27年度金第463号
受理年月日	平成28年1月22日
受入年月日	平成28年1月28日
供託者	[redacted] 大原裕貴
代表者（資格・氏名） 又は代理人（住所・氏名）	ーーーー
被供託者	芦屋市精道町7－6 芦屋市
法令条項	民法494条
供託の原因たる事実	供託者は被供託者より、平成28年1月分議員報酬として 金591，000円を受け取った。そのうち、金48，610円については 受け取る理由が無いので被供託者に対し、返金の為、 平成28年1月20日に現実に提供したが、受領を拒否されたので 供託する。 支払場所：被供託者住所 支払期日：定めなし
供託金額	48,610円
供託により消滅すべき質権又は抵当権	ーーーー
反対給付の内容	ーーーー
備考	ーーーー

（注意事項）
供託書正本は再発行できません。
供託書正本を利用して，供託通知書を送付する場合には，
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji67.htmlをご参照の上，速やかに被供託者の方に送付してください。

神戸地方法務局西宮支局
供託官 [redacted]

供託書正本

大原　裕貴　様

平成28年2月29日付けで申請のあった供託について，以下のとおり受け入れたことを証します。

供託番号	平成27年度金第511号
受理年月日	平成28年2月29日
受入年月日	平成28年3月3日
供託者	[redacted] 大原裕貴
代表者（資格・氏名） 又は代理人（住所・氏名）	――――
被供託者	芦屋市精道町7－6 芦屋市
法令条項	民法494条
供託の原因たる事実	供託者は被供託者より、平成28年2月分議員報酬として 金591，000円を受け取った。そのうち、金48，610円については 受け取る理由が無いので被供託者に対し、返金の為、 平成28年2月20日に現実に提供したが、受領を拒否されたので 供託する。 支払場所：被供託者住所 支払期日：定めなし
供託金額	48,610円
供託により消滅すべき質権又は抵当権	――――
反対給付の内容	――――
備考	――――

（注意事項）
供託書正本は再発行できません。
供託書正本を利用して，供託通知書を送付する場合には，
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji67.htmlをご参照の上，速やかに被供託者の方に送付してください。

神戸地方法務局西宮支局
供託官 [redacted]

供託書正本

大原裕貴　様

平成28年3月18日付けで申請のあった供託について，以下のとおり受け入れたことを証します。

供託番号	平成27年度金第542号
受理年月日	平成28年3月22日
受入年月日	平成28年3月22日
供託者	[redacted] 大原裕貴
代表者（資格・氏名） 又は代理人（住所・氏名）	――――
被供託者	芦屋市精道町7－6 芦屋市
法令条項	民法494条
供託の原因たる事実	供託者は被供託者より、平成28年3月分議員報酬として 金591，000円を受け取った。そのうち、金48，610円については 受け取る理由が無いので被供託者に対し、返金の為、 平成28年3月18日に現実に提供したが、受領を拒否されたので 供託する。 支払場所：被供託者住所 支払期日：定めなし
供託金額	48,610円
供託により消滅すべき質権又は抵当権	――――
反対給付の内容	――――
備考	――――

（注意事項）
供託書正本は再発行できません。
供託書正本を利用して，供託通知書を送付する場合には，
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji67.htmlをご参照の上，速やかに被供託者の方に送付してください。

神戸地方法務局西宮支局
供託官 [redacted]